

景山報告の、メディア規律は国民の利益のためになされるものであること、そして、その実が上げれば規制主体は問わない点、公権力による規制と自主規制という二者択一ではない点など共感する点が多い。

さらに、日本の放送規律について、基本的には緩やかな規律であるという評価を行っているが、この点についても同意する（参照、拙稿「放送番組規律の「日本モデル」の形成と展開」『憲法改革の理念と展開（大石眞先生還暦記念〔下〕』（信山社、2012年）372頁

[<http://hdl.handle.net/2433/173401>]）。

ただし、インフォーマルな介入で、政治的にセンシティブな内容は抑制（村上聖一『戦後日本の放送規制』（日本評論社、2016年））。

その上で景山報告は、現状の放送規律が過度なものなのか、逆に自律が機能していないゆえに公権力による規制を強めるべきなのか、といった点について示唆的な指摘を重ねている。

この点については、どの程度の規制が適当なのかについて、予め客観的な水準が存在するわけではなく、究極的には社会的なコンセンサスに依存するだろう。

放送規律のあり方を国民が判断する際の視点として重要なのは、放送が期待されている役割を果たしているかという評価。そうすると、そもそも、放送という、今風に言えばアテンションの高い場を設定することで何を期待しているのかということが問題となる。

実は日本では、この点に関する明確な考え方がない。そのことが放送規制をめぐる議論の混迷を招いている側面がある。

現実には、放送の自由のもと、特に民間放送に関しては、営利事業として、エンタメ路線が主流。ただ、現在、このエンタメ路線は大きな曲がり角に差し掛かっている。一方では、Youtuber、他方ではNetflixによる挟撃。両者の狭間で、放送局の今後の有り様が問われている。

このように、放送局のあり方が問われている中で、その規律についてはどのように考えるべきだろうか。確実に言えることは、放送番組の制作のようなクリエイティブな活動に関しては、個々具体的な番組制作に関しては自律に委ねられる部分が大きいということである。したがって、国による規制を今よりも仮に強めるとしても、自律に委ねられる領域は残るのであり、景山報告が言うように、自主規制か国による規制かという二者択一論はここでも成り立たない。

その上で、放送においてどのようなジャンルの番組を供給すべきかといったより大きな問題については、放送に何を期待するのかというコンセンサスを形成していく必要があるだろう。

マスゴミ批判については、真摯に受け止め、自主的な取り組みを進めていくべきものと、説明によって理解を求めるべきものがある。